三船乗組遭難者弔慰金

汽船武藏丸帆船賴信丸布引丸の三艘は航海中去月十七日の暴風雨に遭ふて何れも船長始め乗組員殆んど死没し僅に生存せるもの武藏丸に一名、賴信丸に七名、布引丸に十名のみ其生存者と雖も傷痍疾病に悩むもの甚だ多し實に海事上稀有の災難にして其慘狀は當時の時事新報に詳なり今度日本海員掖濟會に於ては太く遭難者の不幸を憐れみ死者の弔祭幷に遺族の救恤生存者の慰藉の爲め廣く世人の義金を募集するに就き本社に於ても此不幸の出來事を坐視するに忍びず世間慈愛者の爲め義金取集めの勞を取るべし日本海運業擴張の大切なる今日に當り世人が此業に倒れたるものを哀悼救恤するの深きは此道の奬勵に關する事尠からず世の慈善者諸君左の規定に從ひ義金を本社に送付あらんと切望に堪へず

時事新報社

義捐金申込規定

一 義金は一口十錢以上とす
一 募集したる義金は取纏めて日本海員掖濟會に送り同會に其處分を托す可し
一 本社に達したる義捐金は翌日の紙上に其金額幷に義捐者の姓名を掲げ之を以て受取の證とす
一 義金申込は本月二十日迄を限る

時事新報

菓子税則改正の嘆願

今の世界は强利弱損の世界にして力强くして世間に押出し聲高くして理窟を言ふ者は假令へ瑣小の利害にても尙ほ能く人耳を聳して苦情の所在を分明にし早晩其所望を滿足するを得べしと雖ども所謂弱き渡世柄とて只管人の愛顧を斷り萬端穏便を旨とする者は大抵の苦情を忍んで言はず愈々切迫して之を言ふも其聲や低く其力や弱くして結局泣き寢入の姿を呈するは毎度有り勝ちの事共なり近來日本全國菓子製造營業者中には現行菓子税則に堪ふ可らざるの箇條ありとて其改正を懇訴する者多く我東京市内にても神田區、京橋區、日本橋區等の菓子商は夫れ〳〵聯合總代を定めて今度税則改正を其筋に嘆願するに至りたりとの事なれども如何なる理由にして改正を望み如何なる事情にして苦情を述ぶるや尋常一般の人々は之に耳を傾けざるのみならず近來世上に流行する政務調査などに從事する人も税法の繁簡、負擔の輕重、凡そ此邊の細事情に就ては漠然意を留めざるものゝ如く扨こそ全國菓子商等の聲も大に世上に反響して人耳を聳さしむるに至らざるならん蓋し現行菓子税則は明治十八年七月より實施せられ爾後五箇年間の經驗にて菓子製造營業者に異常の困難を與へたるは事實誠に然るものゝ如し今全國菓子商は該税則第四條に據りて各種の鑑札料を納め其第八條に據りて製造營業税、卸賣營業税、小賣營業税を納むるに加へて其第十一條に據り菓子製造税として賣上金高百分の五を賦課せらるゝの掟にして負擔の頗る重きが上に納税手續の繁雜なるは掩ふ可らざるの事實なりと云ふ可し即ち税則第十一條に據り製造税を納むるには先づ菓子原料仕入帳と其賣上帳とを備へ仕入諸雜費何程にして賣上代金何程と明細に之を帳簿に記入し收税官吏の求に應じて何時にても之を示し賣上代より仕入高を引去り營業利益何程と一々帳合す可き箸なれども元來菓子の賣上代には種々の附屬物を含み例へば今菓子若干を賣れば同時に菓子箱、竹の皮、若くは紙袋等を附屬せざる可らず而して是等の附屬物には固より課税あるき箸なれば菓子は菓子、附屬物は附屬物として一々其勘定を立て帳簿上計算の不都合なきやう日々之を帳合するは固より容易の事に非ず斯くて之が爲め帳簿方を雇へば即ち雇人を增すが故に第八條の營業税を增加せざるを得ず其他納税の爲めに煩雜を極め外部に顯はれざる部分に於て大に費用を要するのみならず更に製造税として賣上金高百分の五（菓子商の利益を賣上金高の一割と見れば製造税は其半額を占め一割五分と見るも尙其三分の一に當れり）を課せらるゝが如き薄資の菓子商輩に取りて非常の重税と云はざるを得ず或は製造税重ければ菓子の直段を高くして消費者に負擔せしむ可しとの說もあらんかなれども菓子の分量直段等は多年仕來りの習慣もありて容易に動かす可らざるが故に製造税が重ければとて菓子代は之と共に昇るを得ずして課税は菓子商の負擔と爲り一方には第八條に據りて營業税を課せられ又一方には製造の重税を課せられ此外鑑札料を納め營業上に於ける所得税等の出費もありて費途多端なるが爲め現行菓子税則實施以來の困難は一方ならず聞く所に據れば右實施後五箇年間に該税則第十一條を犯して罰金刑に處せられたる其金額實に八千九百餘圓に上ると云ふ左れば東京府下にても重立ちたる菓子商五六を除き其他一般の營業者を見れば何れも疲弊困窮して廢業に差迫る者も少なからず他の營業ならんには早く既に轉業して苦境を免る可き箸なれども本來菓子商なる者は多くは年期奉公より仕上げて營業に從事する者にして一種特別の業體なれば俄に他に轉業せんとするも固より意の如くなる能はず是に於てか次第に其手を縮むるものゝ如く明治十八年以下三箇年間は毎年平均六十萬圓内外の菓子製造税ありしに同二十一二十二の二箇年間には平均凡そ四十二萬圓に減じたりと云ふ斯の如く菓子商困難の中より重税を徵收したる處にて國庫に何程の收入ありやと云ふに四十二萬圓に對する徵税費は實に二十八萬圓に上り官吏を派出し帳簿を撿査する等の爲め一半以上を徒費する由、經濟上より論ずるも成る可く徵税費を減すべしと云ふ税法の原則に背くものと云ふ可し左れば當局の人々も充分此邊の細事情を探知し菓子製造税を全廢して四十萬圓内外（徵税費を引き去り政府の手取金は十四五萬圓に過ぎず）の税目を更に他に求むるか或は繁雜ある製造税を廢して其代りに簡單ある營業税の幾割を增加するか兎に角現行菓子税則上に改正を加へて菓子商今日の困難を救ふは當局者の工風を費す可きものあらん蓋し彼の菓子商の如きは力强く世間に押出し聲高くして理屈を言ひ能く平地に波を起さんとするの所存あるものに非ず所謂弱き渡世柄にて只管世人の眷顧を斷り萬端穏便を旨とするものなれば其聲自から低くして人耳を聳かさしむる能はざるものならんと雖ども政治[illegible]の極意は此弱力低聲の部分に向て特に情狀酌[illegible]の工風を[illegible]するに在る可ければ我輩は敢て所聞の一斑を記して當局者の注意を乞ふものなり

官報

駅竊盜ノ罪ニ關スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム此法律ハ明治二十三年十一月一日ヨリ施行スヘキコトヲ命ス

御名 御璽

明治二十三年十月八日

内閣總理大臣伯爵山縣有朋
司法大臣伯爵山田顯義

法律第九十九號

第一條 家宅其他ノ建造物外ニ於テ犯シタル竊盜ニシテ未タ遂ケサル者又ハ已ニ遂ケタルモ其贓額五圓ニ滿サル者ハ十一日以上二月以下ノ重禁錮ニ處ス

第二條 田野、山林、川澤、池沼、湖海ニ於テ其產物ヲ竊取セントシ又ハ牧場ニ於テ其獸類ヲ竊取セントシテ未タ遂ケサル者又ハ已ニ竊取シタルモ其贓額五圓ニ滿サル者亦前條ニ同シ

第三條 前二條ニ記載シタル贓額ハ犯罪ノ時及ヒ其時ニ於ケル物價ニ據リ裁判所之ヲ定ム但贓物現存セサルトキハ其中等ノ價額ニ據ル可シ

駅公署、公吏並公署ノ印、文書及免狀鑑札ニ關スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム此法律ハ明治二十三年十一月一日ヨリ施行スヘキコトヲ命ス

御名 御璽

明治二十三年十月八日

内閣總理大臣伯爵山縣有朋
司法大臣伯爵山田顯義

法律第百號

刑法中官署、官吏ニ關スル條項ハ公署ニ適用シ官吏ニ關スル條項ハ公吏ニ適用シ官ノ印、文書及免狀、鑑札ニ關スル條項ハ公署ノ印、文書及免狀鑑札ニ適用ス

駅商法ニ從ヒ破產ノ宣告ヲ受ケタル者ニ關スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム此法律ハ明治二十四年一月一日ヨリ施行スヘキコトヲ命ス

御名 御璽

明治二十三年十月八日

内閣總理大臣伯爵山縣有朋
司法大臣伯爵山田顯義

法律第百一號

商法ニ從ヒ破產ノ宣告ヲ受ケタル者有罪破產ニ係ルトキハ左ノ區別ニ從ヒ處斷ス

一 詐欺破產ヲ爲シタル者ハ輕懲役ニ處ス
二 過怠破產ヲ爲シタル者ハ二月以上四年以下ノ重禁錮ニ處ス

駅刑法附則中改正追加ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治二十三年十月八日

内閣總理大臣伯爵山縣有朋
司法大臣伯爵山田顯義

法律第百二號

刑法附則第四十九條ヲ左ノ如ク改メ次ニ左ノ三條ヲ加フ

第四十九條 證人ノ日當ハ出頭一度ニ付金五十錢トス但止宿料ヲ給スル場合ニ於テハ此日當ヲ給セス

第四十九條乙 醫師鑑定人通辯人飜譯人ノ日當ハ出頭一度ニ付金五十錢乃至金五圓ノ範圍内ニ於テ裁判所ノ意見ヲ以テ定ムル所ニ依ル

第四十九條丙 證人醫師鑑定人通辯人飜譯人ノ旅費ハ海陸滿一里每ニ付キ金十錢トス通路兩線以上アルトキハ最近ノ通路ヲ以テ旅費ヲ算定ス

第四十九條丁 前條ニ記載シタル者ノ止宿料ハ滿八里以外ノ地ヨリ來リ滞在スル時ハ一日金二十錢トス

法律第百三號

[illegible]

旅費一里ニ付金五錢以下
止宿料一宿ニ付金二十五錢以下

任居三里以外ノ地ニ在ル者ハ往復旅費ヲ給シ及ヒ呼出ノ地ニ滞在中ハ日當ノ外止宿料ヲ給ス其三里未滿ノ地ニ在ル者ニハ旅費止宿料ヲ給セス

御名 御璽

明治二十三年十月八日

内閣總理大臣伯爵山縣有朋
司法大臣伯爵山田顯義

駅沖縄縣ニ商法施行延期ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治二十三年十月八日

内閣總理大臣伯爵山縣有朋
司法大臣伯爵山田顯義

法律第百四號

明治二十三年法律第三十二號商法ハ沖縄縣ニ於テハ當分ノ内之ヲ施行セス

駅民事訴訟法[illegible]ヨリ施行スヘキコトヲ命ス

御名 御璽

明治二十三年十月八日

内閣總理大臣伯爵山縣有朋
司法大臣伯爵山田顯義

法律第百[illegible]號

婚姻事件養子縁組事件及ヒ禁治産事件ニ關スル訴訟規則

第一章 婚姻事件ノ訴訟手續

第一條 [illegible]

第二條 [illegible]

第三條 [illegible]

第四條 [illegible]

第五條 [illegible]

被告ニ在テハ[illegible]

第六條 民事訴訟法第百四十五條乃至[illegible]

第七條 口頭辯論ノ期日ヲ定メ[illegible]

第八條 裁判所[illegible]

第九條 和解[illegible]

第十條 [illegible]

第十一條 [illegible]

[illegible]